

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室設置のエリア放射線モニタ盤点検において、制御回路基板に不良が認められたため、当該基板を交換	D	
2	1号機	1～4号機用酸素ガス供給系減圧弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	1～4号機用酸素ガス供給系予備減圧弁に制御不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
4	2号機	復水貯蔵タンク廻りの配管点検において、同タンクのオーバーフロー配管（二重管）及び廃棄物処理系廃液サンプルタンクからの送水配管（二重管）の外表面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	新燃料検査台点検において、昇降装置の速度切替操作不能（低速運転のみ可）が認められたため、当該昇降装置を点検・修理	D	
6	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）エリアのストームドレンファンネルの配管溶接部に腐食によるピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	排ガス活性炭ホールドアップ設備用補機冷却水系の冷却塔（A）出入口弁のいずれかにシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
8	4号機	高圧復水ポンプ（C）反カップリング側軸受フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部のボルトを増し締め	D	
9	5号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ（A）点検において、主軸の油シール部及び軸受部に摩耗が認められたため、当該主軸を交換	D	
10	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）加熱蒸気供給配管用ドレントラップに動作不良（開固着）が認められたため、当該トラップを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液凝縮水タンク入口弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	その他	海生物処理設備後処理装置焼却灰貯槽（B）の投入ダンパ点検において、開閉動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	
13	その他	海生物処理設備後処理装置焼却灰貯槽（A）の投入ダンパ点検において、開閉動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	
14	その他	海生物処理設備後処理装置焼却灰貯槽（A）の排出ダンパ点検において、開閉動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	
15	その他	海生物処理設備後処理装置焼却灰貯槽（B）の排出ダンパ点検において、開閉動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	
16	その他	水処理設備排水処理装置の処理水槽レベルスイッチ（処理水ポンプ自動起動用）に動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで